第32回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日 時:令和3年7月27日(火) 15時10分 ~ 16時27分 場 所:全員協議会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員 西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議題

- 1 行政視察報告の実施について
- 2 予算決算委員会のあり方について (決算審査後の附帯意見作成の流れについて) *6月11日の議会運営委員会を受けて
- 3 政策サポーター制度について
- 4 その他

○次回開催 8月 17日 (火) 全員協議会終了後 全員協議会室

【議事の経過】

(開議 15時10分)

牛尾委員長

第32回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。佐々木委員は 議長協議で今欠席である。議題は既にお手元に配信されているため朗読 は省略する。

議題1 行政視察報告の実施について

牛尾委員長

書記から説明をお願いする。

下間書記

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

ただいま書記から説明があった。前回のものに修正を加えたのが今報告してもらった内容である。これでよろしければ一旦会派へ持ち帰ってもらい、共通認識をもらって再度持ち帰ってもらうということにしたいが、今日はこの内容でよろしいか。

先般皆が言われたことを全て入れて修正をかけているので。何かご意 見があれば。よろしいか。

(「なし」という声あり)

ではこれ一旦会派に持って帰ってもらい、こういうことで次期改選後からやりたいということで、了解をもらってほしい。

なお、若干の指摘があればそれはそれで持ち帰ってもらい、再度やる のでよろしくお願いする。

議題2 予算決算委員会のあり方について (決算審査後の附帯意見作成の流れについて)

牛尾委員長

書記から説明をお願いする。

下間書記 牛尾委員長

(以下、資料をもとに説明)

では順番にいこうか。附帯決議についてこの間、研修会を受けられた 方が何人かこの中にいらっしゃる。今の書記の説明と、この間の研修会 を受けられて、多分何かご意見があるのではないかと思うが。僕はたま たまつながらなかったので5日に受ける。勉強会を踏まえて何かあれば。 なければよいが。今は事前に勉強される方とそうでない方がいるから。

では②から皆の意見を聞きたい。例えば産業建設委員会の全員で自由 討議をして、つけるかつけないかをやるのか。

その前のページも意見をもらわないといけないのか。

下間書記

その前のページは今現在の流れなので大丈夫である。

牛尾委員長

この例でいえば、産業建設委員会が終わった後に全議員で自由討議を つけるか否か。自由討議して附帯決議をつけるかどうかを議員間でやる という討議をするということだが、今までやってないので自由討議にな る課題がないかもしれないし、あるかもしれない。

この件について皆の意見を承りたい。

笹田委員

もう一度確認するが、採決してから附帯決議をつけるという話になるのか、採決する前に附帯決議をつけようとわかった上で採決するのか。

下間書記

すごく難しい。附帯決議をつけるかどうかを自由討議するというより も、決算審査について、附帯意見と一緒といえば一緒なのだが、問題点 などを討議し合う。討議し合って自由討議して、そこが難しい。

笹田委員

2 の場合、自由討議して例えば西村議員が「こういう附帯意見をつけたほうがよいのではないか」と言い、ほかの議員が「別に要らない」といった議論になると思うが、そうなった場合でも賛成多数の問題ではないし、そのあたりの協議は難しいかと思う。

この間言われたように、1人だけだから反対するとか、3人いるから附帯 意見をつけるとか、そういうところは23人おられるので自由討議するのはよいが、その後の処理の方法が目に浮かばない。

今我々でもこうなっているのに、ほかの議員もどうしたらよいか迷う のでは。

牛尾委員長

従前は、複数意見が重なればその意見を採用しようという流れがあった。

下間書記

すごく前、それは決算特別委員会などのころの話だと思う。しかし今 は本当に、出したらその意見を尊重してもらっているような形になって いる。

牛尾委員長

1 人の意見でも附帯決議をつけるのは正しいかどうかも、やはりどこかで議論しなければいけないのではと思う。23 人いて、1 人は附帯決議をつけるべきだという、22 人はそうではないという。しかしそれをつけるかどうかは、議論する必要があるのでは。

下間書記

その附帯意見の案が出てこないとそこまで煮詰めることができないと 思う。正副委員長で案をつくってもらい、出されたところで初めて議論 できる。

牛尾委員長

一応、附帯意見をつけたいという委員は恐らく、こういう意見をつけたいと言われると思う。

下間書記

ここに問題があるので自分は意見があると。今の委員のまとめの様式をごらんいただきたい。

西村委員

いずれかに丸をするわけだが、この用紙を提出するのは審査が一通り 終わって、30分くらい休憩して書いて、委員長に提出すると。今はそう いう運びになっている。

下間書記 西村委員

はい。資料の案では、その前に自由討議を入れている。

私は、それは絶対必要だと思っている。

自由討議をすれば少なくとも、何百事業ある中の、あの人はこの事業 に対してこういう視点で疑問を抱いている、問題ありだと思っていると いう認識は、審査の過程である程度わかるわけだ。

それが、議論をある程度していくと共通認識になるものもある。

なくて 1 人だけの意見になるときもあろうし、2 人どころではなく何人も出る可能性もある。

多分正副委員長としては、そういう場合どうするかといえば、多分意

見を付すことになって、この点についてはこういう意見を付してはどうかという投げかけになるのでは、と勝手に想像しているのだが。

今はそうではなく、1人が何かの意見を出せば、それがもう議題に上ってそれを中心に話が回っていくみたいなことになっていて、それは非常に底の浅い議論になる可能性をはらんでいると私は見ていた。問題ありと思っていた。そこに一石を投じたかったので、要するに自由討議をもっと力を入れてやって、その結果としてある程度集約された意見を一つなり二つなり出していくほうが、少なくとも今のやり方よりは数段優れたものになるのではないかと思っている。

牛尾委員長

そういう案件があれば、必ずそうでない方がいらっしゃると思って、 そこで議論が重ねられると思うので、それを皆聞いていたら一定の流れ の中で判断されると思う。それがどうしても必要なのだろう。

下間書記

検討案の②と③において、今の案は、②で自由討議をした後にまとめを出してもらっているが、これはこの順番のほうがよいだろうか。今、自由討議をして各委員から意見を出してもらった後にまとめを出してもらうようにしているのだが、逆にまとめを先に出しておいてもらって、それを配信して、それをもとに自由討議をすることも可能かとも思うが。そのほうがもしかすると、幾つかのテーマが出て自由討議のテーマが

牛尾委員長

絞りやすいかもしれない。 自由討議をした後に③のまとめを書いてもらうことになると、今、ま とめは常任委員会の審査が終わったらその都度書いてもらっているが、

それを書きつつも自由討議した後にまた補足で書くようなイメージにな

下間書記

る。逆のほうがよいか。

牛尾委員長 西村委員

どちらがよいか。

多分、コンパクトにまとまりやすいのは先にまとめを出して自由討議をしたほうが、各自のまとめを集約して、何点か事業名や問題があるやり方など、問題点が凝縮される、何点かに集約されるような感じがする。そういう意味では絞られて、議論が何点かに集中する可能性は高いので、そういう意味ではうまくまとまりやすいという点でいうと、そういうやり方がよいという考え方もあるかと思う。

牛尾委員長

ただそれは、下手をすると誘導されるから、深く考えないと自分がそれに流されてしまう。あの議論はそういう可能性をいつもはらんでいる。

例えば意見が5本出る、1から5まであれば、順番に自由討議をやっ

ていると委員会の審議時間が今よりも相当かかる懸念がないだろうか。

西田委員

自由討議に出されるテーマが各議員によって、問題点・課題が自分の中で60パーセント以上は全部課題・問題点で自由討議に値するという議員はたくさん出るし、私などは80パーセント、90パーセントくらいの重きがないと自由討議に値しないという人はすごく少ない。

これくらいのことはいちいち出しても、みたいな気持ちの議員と、やはりこれは少しでも問題だという議員からはたくさん出る。その辺をど

のように整理していくか。一定の基準をどこかで設けることも必要では ないかと思うが、そのまとめ方が難しい。

牛尾委員長

それもある。ただ、例えば 60 パーセントで書いたテーマを自由討議にかけたときに、逆にその程度のことで自由討議はないだろうと言われれば、そういうものなのかなというのも一つの訓練課程かもしれない。そういうことを積み重ねていくと、ある程度の時期にはもっと成熟したものになるのではないかという感じもする。最初は少し大変かもしれないが。想像であるが。今日の全員協議会でもいろいろあったように、しばらくやり合う時間が必要なのかと思ったりする。

下間書記

確かに逆のほうが、何かまとまった項目が幾つかの事業について出た上で、それについて自由討議するほうがやりやすいかもしれない。

今の流れでいくと②で自由討議を入れているが、何が出るかわからず、 それについて1個1個挙手があって、これについて、言われたことについて自由討議していくとなると、目に見えて何かがあるわけではないところで議論するので、確かにやりにくいかもしれない。逆のほうがよいか、逆にしようか。

牛尾委員長 下間書記 逆にしたほうがやりやすいのでは。

逆にすると今までの流れと②までは同じになる。今までの流れと同じようにして、まとめを提出してもらって、今はこのまとめを議員には配信してなかったと思う。配信せずに正副委員長で原案をつくり、つくったものを配信していたから、この附帯意見は誰の意見なのかを、ほかの議員はご存じなかったと思う。

それは隠す必要はないと思うので、自由討議の材料として委員のまとめを30分の間に出してもらい、すぐタブレットに配信し、それを材料にして自由討議をすることはできると思う。

牛尾委員長 西村委員 そのほうが自由討議に入りやすいと思うのだが、何かご意見あるか。 経験上、私がいつも書きにくいと思うのは例えば、一般会計と国保会 計、決算認定のときに私は結構反対が多い。そうすると不認定になる。 不認定で附帯意見というのはないわけで、そうなると加われない。ある 意味、不認定で結論になってしまう。

普通は、賛成だけどもこの点は少し改善が必要だと思うから附帯意見 をつけるわけで。普通は。

私はいつも、そうは言っても改善すべきこと・ものはあるわけだから、 そういう指摘も一方ではしておきたいというのもあるのはある。しかし 不認定の人が附帯意見をつけるのはおかしいから、いつも悩んでしまう。 しかし去年は確か附帯意見を出さなかった。

下間書記

今、各委員のまとめを送っているが、西村委員は全部ではなくやはり 一部を不認定しているのか。会計の中の何かの事業が認められないとい う意味合いではないのか。本当はその中のもの、同じ会計なのだが、そ の一事業ということではないのか。 西村委員 下間書記 それは言えば切りがないかもしれない。

今このまとめにもあるように、一部不認定というチェック欄がある。 この、「一部不認定とする」というのは、決算認定の採決の方法に一部不 認定ということはあり得ない。

不認定なら不認定しかないと思うが、多分意味合いが、一般会計の全ての事業の決算などを認められないという議員はそうそうおられないかと思う。一般会計の中の一部のこの事業について不認定というのが、本当に思っておられる気持ちなのかというところで、一部不認定という欄をつくっているのかと思う。

西村委員

いやそれは違うと思う。その解釈は違う。それだとおかしい。半分賛 成だというようなものはない。

下間書記

結果的には、認定か不認定しかないのだが。

西村委員

一般会計と国保会計は不認定にする場合は、書けない。

下間書記

しかし不認定にする理由は書く欄がある。

西村委員

いやそれは書く。それは不認定にする理由であって、附帯意見とは違う。

下間書記 西村委員

自由討議は附帯意見についてだけ議論するものではないと思うが。

下間書記

附帯意見を述べるのではなく、反対とする意見を自由討議の中で言えばよいということか。附帯意見について自由討議をするのではなく、決算審査について。

西村委員 笹田委員 言いたいことはわかる。これでよいのかとも思う。

おのおの委員が自由討議するときに、西村委員がもし不認定だったら 不認定に対して意見を言えばよいのであって、附帯意見について言うべ きでもないし。言う必要もないし、そこまで考える必要もない。

一番難しいのはどうまとめるか。附帯意見の話をしていて、不認定とする西村委員が「附帯意見はこうではないか」と言うのはおかしい、黙っていてくれという話になるではないか。それが自由討議の場であって、不認定の方は附帯意見をつける必要もないし、つけられるわけがない。それでよいと私はよいと思う。ただ、そうすると取りまとめが難しい。採決で不認定になることはないと思うが。全員不認定ならそうなるが。

附帯意見を自由討議して、③と②を逆にするのか。

牛尾委員長 笹田委員 そのほうがやりやすいのではないかと。

そのときに例えば西村委員が不認定と言えば、もう不認定なのだなというくらいで終わる。意見についてどうやって話をするかは難しい。

牛尾委員長

西村委員が、どこにも発言する場所がないということを言ったときに、 この場では言えるということだけ。

西村委員

どう言えば自分自身も納得できるかを考えていたのだが。三つの委員 会の審査が終わって、いきなり自分の結論というか、認定するかしない かを書いてとりあえず出すことにして、附帯意見を幾つか書いて出すのが①、②の流れになるのか。

下間書記

意見を付すという書き方もあるし、一部不認定として、不認定理由を 書くこともできる。

西村委員

これが実質的な最初の作業か。

下間書記

はい。

西村委員

3番目にやることの段取りはどうなるか。

下間書記

これを書いてもらってタブレットに配信して、全議員が見られる状態にして、例えば10人の委員から10枚出てきたとする、その後に自由討議をしようというのが今の②の流れになるので、まとめを見ながら委員長が順番にやっていく。こういう意見が出ているが、これについて何か意見はあるかと。西村委員が不認定の理由を書かれていたら、これについて委員から何かあるかとやっていく。

牛尾委員長

そういうことになる。西村委員は不認定の意見を諮る。委員長は西村 委員が不認定と出しているが不認定の認識についてどう思うかという自 由討議をする。

西村委員 牛尾委員長 ②と③が入れかわってもよいのか。

自由討議をしやすい流れをつくる必要があるのだろう。そうすると西村委員が不認定を出せば、もしかしたら、不認定の西村委員の姿勢はおかしいのではないかというテーマで自由討議になるかもしれない。それはそれでおもしろいかもしれない。ということでよろしいか。

西村委員 牛尾委員長 そういうのが深まった議論というものだろう。

心配せずともそういう場面はある。ということで、今のところはスムーズな流れになった。

下間書記

逆にするということでよいのか。

牛尾委員長

はい。テーマが絞られて委員長が順番に諮っていって、このテーマに ついて自由討議をする。

沖田委員 牛尾委員長 僕の経験上、今まで一度も自由討議になったことがない。

ないけど皆の話を聞く中で、予算決算委員会の副委員長として何か思いがあるだろう。

沖田議員

あまり、はちはちされても、まとめるのが大変かなと率直に思う。

ただ、反対意見があって、賛成意見があって初めての討議ではないか と思うので、この話の流れでよいと思う。

牛尾委員長

自由討議そのものは、議会は合議体なので、議会の中ではちはちやりながら、やがて一つの流れに収れんするのが理想である。収れんしない場合もある、それは仕方ない。ただその形を取ることが必要だと言われているので。

ここまでで何かあるか。

(「なし」という声あり)

ではその流れで。

下間書記 牛尾委員長 下間書記 牛尾委員長 下間書記 ③と②を入れかえて、自由討議をしてから採決ということで。 大体、自由討議をしてから採決に入るのが普通だから。 この段階ではまだ附帯意見はできてないということになる。 はい。

自由討議をした結果、附帯意見になりそうなものが幾つか絞れているかもしれないが、文案としてはまだできてない。正副委員長と詰めていないので。

それは今までもそうなのである。現在の附帯意見の流れも、③で採決して、④で委員から提出された意見をもとに正副委員長で原案を作成している。最初のページに会議録を抜粋したものがあると思う、事例、令和2年9月予算決算委員会会議録を抜粋のところ。

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

現行はこうなっているが、副委員長どうだろうか。正副で附帯意見を つくるときの。

沖田委員

昨年の決算認定は附帯意見が多分 6 件しかなかったので、それほど意 見も多くなく肩透かしのような印象しかなかった。

確かに附帯意見は各委員が思いをもとに活発な意見を交わせば、よい ものになると思う。やってみないとわからないというのが率直な気持ち だが、よいのではないだろうか。

牛尾委員長

今度は附帯意見のたたき台を正副委員長が作成し、皆に示し、その附 帯意見をつけるかどうかで次は。

下間書記 牛尾委員長 下間書記

④の採決のところか。

ええ。

附帯意見をつけるかどうかを、本来は諮るものだと思うがそこはどうか。

牛尾委員長

そう、本来なら諮る。皆から出た附帯意見を、そのまま素通りでつけるという議論はしていない。今まではほとんど出た意見は付ける前提でやっていた。しかし、かつてはそうでなかった。その意見は付ける必要はないのではという議論も結構やっていた。その議論をここでやる必要があるのではということなのだが。そうすると附帯意見が六つあれば、それについて自由討議をするか。

西田委員

今は産業建設委員会の審査が終了したら、そこで委員のまとめを出す。 それが委員によって何件出てくるか、皆に公表して、どれに附帯意見を つけるか。附帯意見がつくということは、皆で諮ればよいのでは。

下間書記 西田委員 牛尾委員長

自由討議の中で附帯意見をつけるかどうかも討議するべきか。 逆で、附帯意見が出るということは、どれかが自由討議に値する。 もう1回②から確認しよう。

委員会が終わってからまとめを出してもらって、それを委員長が幾つか自由討議にかける。そうすると、出た意見を前段で都度自由討議にかけているのだから、後段で正副委員長がまとめてたたき台に出すときに

は、自由討議のハードルを越えたものが残っている状態ということにはならないか。

下間書記

ということは、自由討議の中で附帯意見をどれにするか、自由討議中 に議論していくということか。

牛尾委員長

議論の結果を正副委員長がたたき台として皆に提示するわけだから、 自由討議というハードルは超えている。すると、ここでまた自由討議す るのは、よほどまとめの文言が変なら別だが、普通は、ここはすんなり いくはずではないか。

西村委員 牛尾委員長 それは自由討議をしてみないといけない。

自由討議までは前段でやる、その結果のハードルを越えたものが出て きて、それが正副委員長のまとめのたたき台になるわけだから、まとめ をもとにまた自由討議するというのは、既にそれは終わっているという 見方をする。

下間書記 牛尾委員長

だから⑥の自由討議は要らないのではということか。

そう思うのだが。これは少し皆も議論いただきたい。僕らの思考回路 はそれぞれ違うので、今僕が言った説明でよいのかどうか。

沖田委員

プロセスを踏んでも最終的に、委員長案も一応諮らざるを得ないとは 思う。言い回しや微妙なニュアンスのために。だから最終調整のような ニュアンスでここは残してもよいと思う。

牛尾委員長

仕上がってきたものを一つ一つ自由討議というよりは、それでよいかどうかは諮らないといけないだろう。そういう意味だろう。どうだろうか。

西村委員

基本的には多分1人の委員が1個くらいは意見を書いて提出するということを前提に考えれば。

笹田委員

前提に考えてはだめではないか。

西村委員

流れはわからないがそれを見て正副委員長で何本かの自由討議の柱を 提案すればよいと思うが。

下間書記 牛尾委員長

それはまた新しいやり方だと思うが。

自由討議を経てここにいくのだから、今の話は。 そのやり方もありではあるが。

下間書記

勝手に正副で決めてやるのではなく、もちろん諮ってやる。

西村委員

この事業、この事項についても入れて議論してくれという要望があれば、それも受けてやってよい。コンパクトにしようと思えば、ある程度 何本かに議論を絞ったほうがやりやすいのではないかと思う。

牛尾委員長

だから、その前に自由討議をやるイメージで話をしている。②でやるから正副委員長がまとめるたたき台のときには、それほどおかしいことにはならないだろうということだが、西村委員が言われるようにそこでも万が一何かあれば自由討議はできるのだと入れておいたほうがよいだろうか。

下間書記

西村委員は、決算審査のまとめを全委員に出してもらって正副委員長

で幾つか柱をつくって、それについて自由討議をするというイメージを言われたが。

西村委員 下間書記 そういうやり方もある。

そういうやり方もあるし、②・③を逆にしただけのやり方もある。正 副委員長で柱をつくるのが、その日のうちにできるだろうか。

沖田委員 下間書記

牛尾委員長

そこまで意見が多く提出されなければできる。

何について議論したいかは出してもらっている状態であるから可能か。 各委員が出すから、それをあえて正副でまとめて自由討議に諮ること はなく、出たものを順番にやっていけば正副委員長に負荷はかからない のでは。この段階でいえば。そうすれば議論の中で、これはつける必要 がないという結論も出てくるのではないか。仮定で話しているからなか なか難しい。

小川委員

去年でいえば、6 名いらっしゃるところから始まっているが、例えばこれが1名だったときは流れが変わるのか。②と③を入れかえた場合には、1 人だったとしてもそれを素材に自由討議して、附帯意見にはなじまないという議論になる可能性もある。何人いようとも附帯意見をつけるべきという意見があれば、それをもとに自由討議して、つけるかつけないかという議論をして、つけないとなったときは、どう文言の柱を正副委員長でつくって出すという流れになると思うが。

牛尾委員長

小川委員が言うように最初の自由討議は結構ハードルが高いので、そこである程度ふるいにかかると思う。5本、6本あったとしてもそれがそのままいくとは考えられないし、幾つかになるだろうから、仮定の話であるが。それほど面倒にはならない気がする。

逆に言えば、このようにするということがわかれば、自分は附帯意見をつけたいと思っていても自由討議に上げたいと思っていても周りの雰囲気からすると無理かもしれないと感じたらもっと慎重に考えて出さないかもしれないし。

下間書記

附帯意見についてだけの自由討議ではなく、不認定というご意見についての自由討議もあるということか。

牛尾委員長

はい。意見が六つ出たならその六つで、委員長判断で自由討議をやる。 不認定の意見があれば不認定について自由討議を行う。西村委員、そう いうことだろう。

西村委員

去年が6人から出たということだが、1人の人が10本、20本出すケースだってある。そうしたらそれを全部自由討議ということで最後まで議論が終わるまでやるかといえばそうではないだろう。

限られた日程でやるのだから、ある程度正副委員長に裁量権があって もよいのではと思う。柱をまとめる権限というか。それで決まりではな く、これも加えたほうがよいのではという意見は自由に出してもよい、 という意見なのである。

牛尾委員長

おっしゃることはわかった。すると 10本 20本出たときには正副委員

長の裁量権で、②の自由討議に諮るかどうか柱はやはり正副委員長で選別して出してもらうことになるのだろうか。そのときに、「俺の出した意見は議論にすらならないのか」という主張が出たらどうなるのか。西村委員の言うように裁量権を与えたときに自分の意見はどうなるのか。

西村委員

だからそこに、ある程度合意が必要だと私は思って、そういう提案をしている。そういう心配が要らないなら、本当に自由に討議すればよい。ただ、限られた日程なので。今でも産業建設委員会分が終了してその日のうちにまとめるわけなので。採決して。

下間書記

採決までは行う。附帯意見については別に正副委員長がまとめたもの を別の日に出す。

西村委員 下間書記 半日程度で議論が終わるのが実態であると。

そもそも自由討議の議題みたいなものは、議員または委員長から提案するという要領になっている。そう思えば、委員からまとめを出してもらって、この中で自由討議にする案件は何かあるかと諮って、委員から「これについてやりたい」とか、逆に委員長から「これについて自由討議しようか」といって選別することはできる。全部やるとなるとすごい件数になるかもしれないという恐れがあるのであれば。それが2、3件なら全部やってしまってもよいのかもしれないが。

牛尾委員長 下間書記 そうすると、そこで漏れた意見はどう扱うようにお考えか。

今までだと、出したものは全て附帯意見としてつけていたので、自由 討議をしないと附帯意見をつけられないというわけではない。今までと 同じ流れにするなら、附帯意見の案を正副委員長でつくって提示したと きに、ご意見をもらってそれを外すとか入れるとか、決めていくことは できるかもしれない。

牛尾委員長 下間書記

外すという行為も必要になってくる。

それをどうするか。今までのように出されたものを全部附帯意見としてやっていくのであれば、これまでと変わりがなくなる。そこでふるいにかけるようにするのであれば。

牛尾委員長

逆に言えば、附帯意見を出してもらうときに今度は、それが実際に附 帯意見につながるとは限らないとどこかで言わないといけないのでは。 出したとしても全体の意見として附帯意見にならないこともあると。

下間書記

委員の皆の中では、今までのようにまとめを出せば附帯意見としてつくものだと思っておられるのか。

牛尾委員長

僕は何度も落とされた経験があるから、昔。出せばすぐ附帯意見になるものではないとわかっているのだが。最近は本数も出ないし、出たらすんなり附帯意見になっている。だから、出せば附帯意見につくのだと思っている人がほとんどでは。

西川副委員長

私は正副委員長が決められていると思っているので、出せばつくとは 思ってなかったが。

牛尾委員長

小川委員はどうか。

小川委員

実際には合議制なので、最終的には全会一致という形で附帯意見をつけられていると思う。消極的な賛成も含めて判断している。そういう意味では、出す側も必ず入るとは限らないが、自分の思いがこれだけ入っていればよしとするという判断も、例えば去年に意見を出された6名も、意見の全ては入ってないにしても幾らか思いが入っているならこれでよいとして、決定されていると思う。

下間書記沖田委員

確かに文言は委員会の中で修正してつくり上げている。

例えば10本くらい出てきたとして、自由討議するのは正副委員長がその中から選んだ3本くらいとする。そうすると漏れた7本を附帯意見につけるかつけないかも正副委員長の判断だと思う。最終的にこの流れでいくと⑥で最終案を皆に諮るが、数年前にすごく長くて3回くらい書き直したときがあった。正副で酌んで全部入れようとなると、またそういうことになるのかという気がする。最終的には皆の同意をもらっての話にはなると思うが、多ければ多いなりの、少なければ少ないなりのやり方があるのかと思う。

牛尾委員長

そうすると今いろいろご意見をいただいたが、⑥の自由討議はそうい う意味での自由討議という認識でいればよいのかと思うが。

笹田委員

今の話を聞くと、もう附帯意見ありきに聞こえる。この間の勉強会では、平成30年度の一般会計の決算の審議結果であるが、全市815中、附帯決議なしが779で95パーセントであった。ほとんどつけてない。附帯決議ありが12件で1.5パーセント。不認定が15件で1.8パーセントとなっている。

浜田市は9件で1.1パーセントのその他になっているが、その他とは何かと聞かれて。

(「附帯決議か、意見か」という声あり)

笹田委員

附帯意見か。附帯決議なし、附帯決議ありか。附帯意見があるのが 9件か。決議は 12件。決議は重い。だから少し軽めで、意見として言っているくらい。それありきで議論するのもどうかと思う。今のままだと何か書いて出さないといけないような感じになっているので、果たしてそれもどうなのかと思う。

牛尾委員長

確かに附帯意見は法的拘束力があるわけではないので、ああついているな程度。

笹田委員

もちろん議論は大切だが、何かしら皆が出さないといけない感じに聞 こえる。出さない人はどうなのか、みたいな感じになってもどうなのか と思う。その辺は考えて協議する必要がある。

佐々木委員

附帯意見は私もこれまで何度か出したが、イメージとしては、審議の中で複数意見が出て、これはというところを出した。個人的にこれは、 というのはなかなかそぐわないかと。

その研修会の講師だった廣瀬氏も、認定については 51 パーセント以上 認定だったら普通は認定すべきだと言われていた。その中で一つ、二つ 何かあったとしても、それはよほど個人の思いがあれば不認定となるのだろうが、大枠は認定すべき。その中で特にこれはということになれば 意見を出すべきなのかと、改めて思った。

牛尾委員長

この間の研修会、本当はもっと多くの人に受けてほしかった。そうしたら決算認定について、どういうところまでなら認定なのだと講師からおおよそ聞いておけば、こういうものなのだとわかるのだが。そういう研修を全議員が受けているわけではないので、もう一度どこかでレクチャーを受ける必要があるのかという気がする。

今はめいめいの頭の中のものさしが皆違うので。なかなか難しい。笹田委員が言うように、あまり難しく考えずに進めたほうがよいのかとも思ったりする。

大分この件は議論してきたが、今日は13時からやっているのでそろそろ締めて、次回もう一度頭を切りかえてやれば。今は立ち往生しているので、立ち往生したときは休憩をしたほうがよい。

下間書記

資料を出す際に、②と③は逆にしておいてよいか。逆にして、まとめ を出しておいてもらって、それを踏まえて自由討議をする。

牛尾委員長

会派の中で了解を取ってもらって、これでよいということであれば。 どこか修正をかけるところがあればご意見をもらってきてほしい。

では8月17日の全員協議会終了後。一応流動的だが全員協議会終了後ということで。それとも13時にするか。

(「はい」という声あり)

では17日13時ということで。

下間書記

先ほど宿題となった、行政視察の報告を各会派でご了解を得ていただくのと、もし可能であれば予算決算委員会の今の時点での自由討議を決算審査の間に入れるところ。これは本当に9月からやってみるのか。

牛尾委員長 下間書記 できれば試行的に。

年1回しかないので。ただ、自由討議を挟むくらいと思えば大きく変わるわけではない。もし可能であれば自由討議を挟んで決算審査。

牛尾委員長 下間書記 やってみて感じをつかんでおきたい。それは会派内で言ってもらうか。 今回の決算審査にも自由討議を入れて附帯意見をつける場合や、反対 の意見があった場合には自由討議を挟んで、委員の中で共通認識を持つ というのをやってみる、と会派内でどのような反応があるかを。

牛尾委員長

下間書記が言うように、最後の定例会議だが、このように予算決算委員会をやってみようと当委員会内で話しており、試行的にやってみたいと皆に告知しておいてもらえたら助かる。

下間書記 牛尾委員長

何かご意見が出ればそれも聞いてもらったら。

二つ宿題があるのでよろしくお願いする。

議題4 その他

牛尾委員長

ほかにはないか。

(「なし」という声あり) では委員会を終了する。 (閉議 16 時 27 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により委員会記録を作成する。 議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭 即